

中学校電子黒板等賃貸借 仕様書

1 賃貸借に係る機器等

資料 2 「機器等の仕様書」のとおり

2 設置場所

資料 3 「設置場所一覧」のとおり

(令和 8 年 4 月現在。各校の撤去及び設置台数は、一部変更になる場合がある。)

3 納入期限

令和 8 年 1 1 月 3 0 日 (月)

4 契約期間

契約を締結した日から令和 1 3 年 1 1 月 3 0 日まで

このうち、賃貸借期間は、

令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 1 3 年 1 1 月 3 0 日まで (長期継続契約)

5 賃貸借金額

上記物件賃借料及び機器保守料等

(賃貸借金額以外に別途費用が発生しないこと。)

6 機器等に係る前提条件

- (1) 既存の本市教育情報ネットワークに接続して正常に動作するものであること。
- (2) 既存の本市校務用パソコン (WindowsPC) 及び学習者用端末 (Chromebook) と、有線及び無線で正常に接続できるものであること。
- (3) 今回調達する機器等の導入により、本市が管理する既存のハードウェアやソフトウェア、ネットワークの正常な稼働に影響を及ぼさないこと。

7 設置作業

(1) 既設の電子黒板等の撤去について

ア 今回導入する電子黒板・スタンド (以下「新機器」という。) の設置場所確保のため、既設の電子黒板等を設置場所 (主に普通教室) から撤去すること。

イ 既設の電子黒板等のセットは以下のとおり。

中学校及び義務教育学校後期課程 設置分 (3 6 校)

- ・ 65 型電子黒板 (テクノホライゾン社製 CBS-ELM65S7CL/SL)
- ・ スタンド (内田洋行社製。キャビネット付き。)
- ・ 教材提示装置 (テクノホライゾン社製 L-12W)
- ・ 教室用無線アクセスポイント (サイレックス・テクノロジーズ社製 SX-ND-5370AC)
- ・ 校内放送システム受信機 (サイレックス・テクノロジーズ社製 MV-500R)

ウ イのうち、教室用無線アクセスポイント・校内放送システム受信機は、再設置する。

エ イのうち、電子黒板・スタンド・教材提示装置は、受託者の準備する倉庫まで搬入すること。電子黒板・教材提示装置は、後日、本市が契約中のリース会社が引き取るため、それ

まで保管すること。なお、スタンドは受託者にて廃棄処分すること。

オ 総合教育センターには、学校からの引き上げ分の電子黒板等が保管されているが、それらについても撤去対象とする。なお、電子黒板及び教材提示装置は、リース品のため、受託者の倉庫に搬入し、本市が契約中のリース会社が引き取るまで保管すること。

カ 既設の電子黒板等の台数は以下のとおり。

(ア) 中学校用電子黒板	494台
(イ) 中学校用スタンド	494台
(ウ) 教材提示装置	494台

【参考】既設品の設置場所・台数（目安）と作業指示内容

① 中学校・義務教育学校後期課程 設置分

No.	物件名	台数	作業指示内容
1	65型電子黒板	493	原則として、受託者が用意する倉庫へ搬入。その後、本市が契約するリース会社が引取。ただし、本市が指示する台数（5～6台程度を想定）は総合教育センターへ搬入。
2	スタンド	493	受託者にて廃棄処分
3	教材提示装置	493	受託者が用意する倉庫へ搬入。その後、本市が契約するリース会社が引取。
4	教室用無線アクセスポイント	493	再設置
5	校内放送システム受信機	493	再設置

② 総合教育センター保管分

No.	物件名	台数	対応
1	65型電子黒板	17	受託者が用意する倉庫へ搬入。その後、本市が契約するリース会社が引取。
2	スタンド	1	受託者にて廃棄処分
3	教材提示装置（センター保管分）	3	受託者が用意する倉庫へ搬入。その後、本市が契約するリース会社が引取。

(2) 新機器の設置作業について

ア 資料3に示す学校の各教室に設置し、すぐに使用できるよう、電子黒板のセットアップ、ネットワーク設定、スタンドへの取り付け、電源ケーブルの配線等の設置現調作業を実施すること。

イ 既設の教室用無線アクセスポイントは、電子黒板を設置する教室の壁（主に黒板横の情報コンセント上、高さ2m付近）に2点ネジを打ち込み、壁掛けすること。なお、必要となるネジも受託者にて準備すること。

ウ 原則、普通教室については、既設の電子黒板が設置されている場所に設置するものとする。各校2台配置する特別教室への設置場所については、別途指示する。

(3) 作業スケジュールについて

ア 本市が提示する設置場所一覧を基にスケジュールを作成すること。搬入・設置時間、機器のセットアップに要する時間等を考慮の上、作業の遅延等が起こらないよう人員・時間等に無理のないスケジュールを立てること。

- イ 各校の事情（学校規模や空き教室等の作業スペース、エレベータの有無等）に合わせ、学校ごとに作業工程を作成すること。作業スペースの有無等、作業工程に必要な情報は本市より提供する。
- ウ 作業は、平日8時30分から16時30分の間に、学校の空き教室や廊下等のスペースを利用し行うものとする。授業中に作業をする場合は、授業に影響の出ないように考慮するとともに、特に休憩時間は、生徒の安全に十分配慮すること。
- エ 大規模校は夏季休業中（令和8年7月22日から同年8月30日まで。ただし、土日祝日及び8月13日から同月15日までを除く）に展開するなど業務影響を考慮したスケジュールにて実施すること。
- オ スケジュール及び作業工程は、本市の承認を得た上で確定するものとする。スケジュールの確定後、学校への通知文案（作業予定時間、作業内容、緊急連絡先等）を作成し、本市へ提出すること。
- カ 全校へ展開する前に、本市が指定するパイロット校にて先行導入し、本市が管理する教育情報ネットワーク上での電子黒板の動作確認、校務用パソコンや学習者用端末との接続確認など、実際の運用環境下での動作検証を行うこと。また、校内の展開作業の工程確認も行い、全校展開に向けた課題整理を行うこと。

8 電子黒板活用研修について

- (1) 契約期間内の各年度に1回以上、活用研修を実施すること。
- (2) 研修は、実機を用いて行うものとし、オンライン配信による研修を想定している。なお、研修用の実機や配信用の設備は、受託者側で準備すること。
- (3) 研修の実施内容や実施日等については、本市と協議の上、決定するものとする。

9 年度替りの電子黒板等の移設作業

- (1) 賃貸借期間中、年度の切り替わりに伴いクラス数に変動する。それらに対応するため、学校間及び学校内の電子黒板等の移設作業を行うこと。なお、主に5月の作業を予定しているが、年度によって3月の作業など複数回作業が発生することもあるので留意すること。
- (2) 対象の機器は、「電子黒板・スタンド・教材提示装置（外付けの場合）」とし、設置現調作業及び動作確認まで実施すること。
- (3) 対象の学校については、新年度のクラス数確定後、本市より指示する。
- (4) 本市では、契約期間中において、学校の統廃合が予定されているため、その場合の移設作業についても柔軟に対応すること。

10 撤去作業

- (1) 賃貸借期間満了時、本市とスケジュールを調整の上、受託者が設置した機器等（無償譲渡品を除く。）を撤去（撤去機器の梱包、搬出等の作業を含む。）すること。
- (2) 賃貸借期間満了時、内部記憶装置のデータを完全に消去することで解読不可能な状態にし、本市作成のデータが外部に漏えいしないようにすること。また、消去証明書等の作業完了を証明する文書を発行すること。

11 その他

- (1) 契約について、複数年度に渡る契約期間のうち、翌年度以降については、当該契約に係る姫路市

の予算に減額又は削除があった場合は契約を変更又は解除することができるものとする。ただし、この契約を変更し、また解除するにあたり損害があるときは、損害の賠償を請求することができる。その際の請求額は、協議の上決定するものとする。

- (2) 機器等は、納入日以降賃貸借期間の開始日までは、受託者の管理とする。
- (3) 本市が用意する管理用シールを電子黒板及びスタンドの本体の指定する場所に貼り付けること。また、指定する大きさの透明保護ラベル用意し、管理用シールの上から貼り付けること。
- (4) 機器名、機器シリアル番号、管理番号、設置先等を記載した一覧表を作成し、電子メールに添付の上、本市担当者宛に送付すること。
- (5) 各作業につき十分な知識及び技術を持った作業者が行うこと。また、メーカーからの技術支援体制を整えること。作業者間の連絡体制を確立させた上で本市職員の指示が速やかに伝達されるよう考慮すること。
- (6) 受託者は、装置等の納入、設置等に係るダンボール類、梱包材、案内書類その他の本市が必要としない不要物は処分すること。
- (7) エレベータ未設置の学校が多いため、留意すること。

機器等の仕様書

1 機器の性能等

品名	台数	備考
(1) 電子黒板	610	全市立中学校、義務教育学校後期課程の普通教室及び特別教室用
(2) スタンド	610	・ 全市立中学校、義務教育学校後期課程の普通教室及び特別教室用 ・ (1)電子黒板を取付できること
(3) USB Type-C ケーブル	610	(1)電子黒板との接続用
(4) OA タップ	610	(1)電子黒板との接続用

(1) 電子黒板

No.	項目	内容	備考
1	画面サイズ	65型または65V型	
2	保護ガラス	厚さ3.2mm以下	アンチグレア（映り込み防止）処理を行っていること
3	解像度	3,840×2,160 ピクセル（4K）	
4	視野角	上下左右 178° 以上	
5	輝度	400cd/m ² 以上	
6	音声出力	30W以上	
7	OS	Android OS 13以上	
8	メモリ	8GB以上	
9	ストレージ	64GB以上	
10	タッチパネル	赤外線遮断検出方式	
11	最大タッチ点数	40点マルチタッチ以上	
12	質量(本体)	45kg以下	
13	入力端子	<ul style="list-style-type: none"> ・ HDMI × 3 以上 ・ DisplayPort × 1 以上 ・ USB Type-A × 4 以上 ・ USB Type-C × 1 以上 ・ 3.5mm ステレオミニジャック × 1 以上 	
14	出力端子	<ul style="list-style-type: none"> ・ HDMI × 1 以上 ・ 3.5mm ステレオミニジャック × 1 以上 	
15	LAN端子	1000BASE-T × 1 以上	
16	無線LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上	
17	その他無線	Bluetooth4.2 以上	
18	内蔵カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撮影速度 30 フレーム/秒以上 ・ 4K対応 ・ 光学 3 倍ズーム以上 ・ デジタル 7.5 倍ズーム以上 ・ オートフォーカス機能付き 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2)のスタンドの棚板に教科書等を置き、教材提示装置として利用するため、ディスプレイ下部に内蔵されていること。 ・ 外付けの教材提示装置（自立型）でも可。

19	本体内蔵機能	<ul style="list-style-type: none"> 外部入力され表示された映像の上から、PC レスで描画が可能であり、書き込んだ内容は本体に保存できること。 無線機能を内蔵しており、インターネットに接続可能であること。 校務用 PC (WindowsOS) と無線接続によりミラーリング及びタッチバックが可能なこと。（ dongle 等の追加機器の設置は認めない。） 多言語を音声認識し、リアルタイム翻訳できるアプリを搭載すること 必須言語は、日本語／英語／中国語／ベトナム語／フィリピン語とする。 表示内容としては、音声認識内容と翻訳内容を同時に表示できること。また、切替により翻訳言語のみ表示できること。 表示する文字サイズ、画面サイズについても変更可能なこと。 表示された内容については、音声読み上げができること。 利用者が外部から任意にアプリケーションをダウンロードまたはインストールできない製品であること。
20	認証等	<ul style="list-style-type: none"> カラーユニバーサルデザイン認証を取得していること。 PSE（電気用品安全法）マークを取得していること。 技適マーク（技術基準適合証明マーク）を取得していること。 VCCI Class B に準拠していること。
21	実績	1件の契約で、市・特別区が設置する学校において、600台以上の導入実績を有するメーカー製品であること。

(2) スタンド

No.	項目	内容	備考
1	形式	キャスター付き電動式昇降スタンド	<ul style="list-style-type: none"> 電子黒板を取り付けたまま電動昇降が可能なこと。 棚板付き キャスターはストッパー付きであること。
2	外形寸法	幅1,200mm以内×奥行1,100mm以内×高さ1,850mm以内	
3	高さ調整	無段階	
4	棚板高さ	床から棚板までの高さ550mm以上	
5	棚板耐荷重	20kg以上	
6	質量	45kg以内	
7	電源	スタンド本体をAC電源接続し、電子黒板本体はスタンドに内蔵されたサービスコンセント経由で電力供給できること。	

(3) USB Type-Cケーブル

No.	項目	内容	備考
1	ケーブル長	3 m	
2	コネクタ形状	USB Type-C（オス）—USB Type-C（オス）	
3	映像出力	4 K対応	
4	その他	契約終了後は、無償譲渡とすること。	

(4) OAタップ

No.	項目	内容	備考
1	電源コード長	5 m	
2	差込口	3 P・3 個口以上	
3	プラグ仕様	2 P	
4	その他	契約終了後は、無償譲渡とすること。	

2 電子黒板の保守について

- (1) 自然故障、物損故障を問わず契約期間内において、最大25台まで、故障箇所の修理又は機器の交換を行うこと。ただし、納入後、1年以内の自然故障については、メーカー標準保証で対応するものとし、この台数に含まない。
- (2) 故障箇所の修理は、オンサイト保守とする。
- (3) 電子黒板の故障により機器を交換する場合は、対象機器の設置場所からの撤去及び新機器の設定・設置現調作業まで行うものとする。作業にあたっては、本市と作業内容や作業日等を調整の上、実施するものとする。
- (4) 外付けの教材提示装置を納入する場合、保守要件は以下のとおりとする。
 - ア 自然故障の対応として、納入後、5年間はメーカー保証期間とすること。
 - イ 物損故障の対応として、契約期間内において最大25台まで、故障箇所の修理又は機器の交換を行うこと。
 - ウ 故障時の修理は、先出しセンドバック保守とする。なお、センドバック保守に要する段ボール等の梱包材は受託者により準備すること。

設置場所一覧

姫路市立中学校

学校名	所在地	電話	撤去台数	設置台数
1 増位中	姫路市増位新町二丁目4番地1	224-9110	17	20
2 広嶺中	姫路市峰南町2番43号	222-2756	18	22
3 城乾中	姫路市南八代町6番1号	294-2151	12	15
4 安室中	姫路市田寺東二丁目6番1号	293-2761	22	26
5 高丘中	姫路市山吹一丁目4番13号	298-2090	17	20
6 書写中	姫路市書写台二丁目34番地	267-1703	15	20
7 大白書中	姫路市飾西652番地	266-0154	13	16
8 東光中	姫路市国府寺町80番地	224-9927	11	14
9 琴陵中	姫路市山畑新田525番地	292-5425	14	17
10 山陽中	姫路市延末103番地1	297-1610	31	35
11 灘中	姫路市白浜町神田一丁目33番地	245-0226	32	35
12 飾磨東中	姫路市飾磨区三和町26番地	235-5875	23	26
13 飾磨中部中	姫路市飾磨区細江206番地	235-5872	11	14
14 飾磨西中	姫路市飾磨区構二丁目93番地	235-5878	24	27
15 夢前中	姫路市広畑区才226番地1	236-6131	17	21
16 広畑中	姫路市広畑区小松町三丁目83番地	236-5935	20	22
17 大津中	姫路市大津区長松229番地	236-9282	20	22
18 網干中	姫路市網干区新在家1320番地4	273-6087	15	18
19 朝日中	姫路市網干区坂出1番地1	273-5533	25	28
20 神南中	姫路市船津町3937番地	232-0008	8	11
21 城山中	姫路市飾東町豊国1163番地5	253-1047	8	11
22 花田中	姫路市花田町小川1246番地1	253-7475	10	13
23 林田中	姫路市林田町林田33番地	261-2013	4	7
24 東中	姫路市別所町別所五丁目30番地2	252-6210	19	22
25 大的中	姫路市大塩町2213番地2	254-5230	11	14
26 家島中	姫路市家島町宮1877番地2	325-0049	4	5
27 坊勢中	姫路市家島町坊勢430番地1	326-0033	4	7
28 置塩中	姫路市夢前町又坂50番地	335-0279	4	7
29 鹿谷中	姫路市夢前町前之庄2860番地	336-0258	5	8
30 菅野中	姫路市夢前町護持29番地1	335-0007	9	12
31 香寺中	姫路市香寺町岩部293番地	232-1231	14	17
32 安富中	姫路市安富町安志320番地1	0790-66-2026	6	8
33 あかつき中	姫路市市之郷町二丁目34番地	282-2118	2	6

姫路市立義務教育学校（後期課程）

学校名	所在地	電話	撤去台数	設置台数
1 白鷺小中学校	姫路市本町68番地52	222-5588	9	11
2 四郷学院	姫路市四郷町坂元345番地2	252-1467	9	11
3 豊富小中学校	姫路市豊富町御蔭925番地	264-0021	10	12

その他施設

施設名	所在地	電話	撤去台数	設置台数
1 総合教育センター	姫路市北条口三丁目29番地	224-5841	16	10